

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年2月14日
【四半期会計期間】	第146期第3四半期（自平成22年10月1日至平成22年12月31日）
【会社名】	日東電工株式会社
【英訳名】	NITTO DENKO CORPORATION
【代表者の役職氏名】	取締役社長 柳楽 幸雄
【本店の所在の場所】	大阪府茨木市下穂積1丁目1番2号 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記で行っております。) (本社の所在の場所) 大阪市北区梅田2丁目5番25号ハービスOSAKA (06)6452-2101(代表)
【電話番号】	
【事務連絡者氏名】	取締役 CFO 藤原 達之助
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区梅田2丁目5番25号ハービスOSAKA
【電話番号】	(06)6452-2101(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 徳安 晋
【縦覧に供する場所】	日東電工株式会社東京支店 東京都品川区大崎1丁目11番2号 ゲートシティ大崎イーストタワー 日東電工株式会社名古屋支店 名古屋市中区栄2丁目3番1号 名古屋広小路ビルヂング 株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号 株式会社大阪証券取引所 大阪府中央区北浜1丁目8番16号

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第145期 第3四半期連結 累計期間	第146期 第3四半期連結 累計期間	第145期 第3四半期連結 会計期間	第146期 第3四半期連結 会計期間	第145期
会計期間	自平成21年 4月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 4月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 10月1日 至平成21年 12月31日	自平成22年 10月1日 至平成22年 12月31日	自平成21年 4月1日 至平成22年 3月31日
売上高(百万円)	451,982	484,362	156,881	160,522	601,859
経常利益(百万円)	45,880	68,379	20,294	21,604	58,833
四半期(当期)純利益(百万円)	31,374	45,168	13,339	13,985	37,570
純資産額(百万円)	-	-	380,254	404,156	388,724
総資産額(百万円)	-	-	625,755	629,112	624,992
1株当たり純資産額(円)	-	-	2,270.99	2,449.47	2,320.86
1株当たり四半期(当期)純利益 金額(円)	188.33	272.85	80.07	85.19	225.52
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	188.07	272.41	79.97	85.05	225.20
自己資本比率(%)	-	-	60.5	63.9	61.9
営業活動による キャッシュ・フロー(百万円)	75,671	65,917	-	-	102,498
投資活動による キャッシュ・フロー(百万円)	69,868	17,564	-	-	96,588
財務活動による キャッシュ・フロー(百万円)	6,704	22,560	-	-	9,129
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(百万円)	-	-	125,739	130,310	110,627
従業員数(人)	-	-	24,522	24,717	24,851

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載していません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 従業員数は、就業人員数を表示しております。

2【事業の内容】

当第3四半期連結会計期間において、当社グループ(当社および当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

3【関係会社の状況】

当第3四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	24,717 [6,544]
---------	----------------

(注) 1 従業員数は就業人員(使用人兼務役員および当社グループからグループ外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数は[]内に当第3四半期連結会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員には、パートタイマーおよび準社員を含み、派遣社員を除いております。

(2) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	4,723 [1,297]
---------	---------------

(注) 1 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除く。)であり、臨時従業員数は[]内に当第3四半期会計期間の平均人員を外数で記載しております。

2 臨時従業員には、パートタイマーおよび準社員を含み、派遣社員を除いております。

第2【事業の状況】

1【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当第3四半期連結会計期間における生産実績をセグメント毎に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
インダストリアルテープ(百万円)	44,720	-
オプトロニクス(百万円)	85,891	-
その他(百万円)	7,832	-
合計(百万円)	138,444	-

(注) 1 金額は、売価換算値によっており、セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当社グループは、おおむね需要動向から見た見込み生産を行い、それ以外の製品については一部受注生産を行っておりますが、受注生産高の売上高に占める割合の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 販売実績

当第3四半期連結会計期間における販売実績をセグメント毎に示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	前年同四半期比(%)
インダストリアルテープ(百万円)	59,880	-
オプトロニクス(百万円)	91,899	-
その他(百万円)	8,743	-
合計(百万円)	160,522	-

(注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。

2 主な相手先別の販売実績および総販売実績に対応する割合は、販売実績が総販売実績の100分の10以上の相手先がないため、記載を省略しております。

3 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2【事業等のリスク】

当第3四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第3四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において当社グループ（当社および連結子会社）が判断したものであります。

（1）業績の状況

当第3四半期における経済環境は、政府景気刺激策の効果もあり、緩やかに回復しました。国内の企業収益は改善方向に向かい、設備投資も持ち直し始めましたが、円高の進行やデフレの影響により踊り場局面を迎える展開でした。

このような経済環境のもと、薄型テレビ、スマートフォン（多機能型携帯電話）やタブレットPCなどの需要拡大に対応してインダストリアルテープやオプトロニクス製品を拡販しました。同時に「無（む）・減（げん）・代（だい）」プランと称するコスト構造改革に継続的に取り組み、品質や生産性の向上を推進し原価低減に努めました。

以上の結果、売上高は前第3四半期と比較し2.3%増（以下の比較はこれに同じ）の160,522百万円に、営業利益は22.8%増の21,227百万円となりました。経常利益は、6.5%増の21,604百万円、四半期純利益は4.8%増の13,985百万円となりました。

セグメント別の業績概況

インダストリアルテープ

エレクトロニクス業界向けでは、液晶テレビの需要が堅調に推移したことに加え、モバイル機器ではスマートフォンの需要が伸長し、光学用保護フィルム、透明粘着テープ、シーリング材料などが好調に推移しました。自動車業界向けは、国内自動車メーカーの生産台数が低調で需要は弱含みでした。住宅建材やインフラ・設備投資関連では、施工材料である防水テープや養生用テープが堅調でした。工業用途全般に使用される保護材料は金属加工などで需要が低調でしたが、汎用両面テープやフッ素樹脂製品は堅調に推移しました。

以上の結果、売上高は59,880百万円、営業利益は6,593百万円となりました。

オプトロニクス

液晶表示用材料は、液晶パネルメーカーの第2四半期の生産調整後の稼働率上昇や日本における家電エコポイント半減前の駆け込み需要などにより堅調に推移しました。また、スマートフォンなどタッチパネル搭載機器が伸長したことにより透明導電性フィルムも順調に推移しました。半導体用材料とプロセス材料は、半導体市場の減速により弱含みに推移しました。プリント回路は、HDD（ハード・ディスク・ドライブ）の生産は回復基調でしたが、円高の影響のため力強さに欠けました。

以上の結果、売上高は91,899百万円、営業利益は15,040百万円となりました。

その他（メディカルおよびメンブレン）

医療関連材料は、医薬品である経皮吸収型テープ製剤において、国内では喘息用が好調に推移しました。一方、海外では米国グループ会社が品質管理向上活動に専念し、生産を一時的に自主停止しました。このため全体として低調な推移となりました。高分子分離膜は、中国・北米向け一般工業用や豪州向け海水淡水化案件の納入開始に伴い生産が回復しました。

以上の結果、売上高は8,743百万円、営業損失は407百万円となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第3四半期連結会計期間における現金及び現金同等物（以下「資金」という）は130,310百万円となり、前四半期連結会計期間末より5,933百万円増加（前年同四半期は19,304百万円の増加）しました。当第3四半期連結会計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果、増加した資金は19,716百万円（前年同四半期は28,455百万円の増加）となりました。

これは主に、税金等調整前四半期純利益21,491百万円、減価償却費10,053百万円等による増加と、法人税等の支払額8,141百万円、未払費用の減少額2,781百万円、売上債権の増加額1,866百万円等による減少の結果であります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果、減少した資金は4,383百万円（前年同四半期は6,413百万円の減少）となりました。

これは主に、固定資産の取得による支出5,701百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果、減少した資金は8,184百万円（前年同四半期は3,899百万円の減少）となりました。

これは主に、配当金の支払額6,566百万円によるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第3四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

（会社の支配に関する基本方針について）

当社株式の大規模買付け行為に対する基本的な考え方は、以下のとおりであります。

当社は、株式の大量保有を目的とする買付けが行われる場合において、それに応じるか否かは、最終的には株主の皆様判断に委ねられるべきものと考えておりますが、一方では高値での売抜け等の不当な目的による企業買収の存在も否定できず、そのような買収者から当社の基本理念やブランドおよび株主を始めとする各ステークホルダーの利益を守るのには、当社の経営を預かる者として当然の責務であると認識しております。

現在のところ、当社株式の大量買付けに係る具体的な脅威が生じているわけではなく、また当社としても、そのような買付者が出現した場合の具体的な取組み（いわゆる「買収防衛策」）を予め定めるものではありませんが、当社としては、株主から付託を受けた経営者の責務として、当社株式の取引や株主の異動状況を常に注視するとともに、株式の大量取得を企図する者が出現した場合には、直ちに当社として最も適切と考えられる措置を講じる方針です。

(4) 研究開発活動

当第3四半期連結会計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、5,683百万円であります。

なお、当第3四半期連結会計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第3四半期連結会計期間において、当社が取得した主要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)				従業員数 (名)	
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	土地 (面積㎡)	その他		合計
豊橋事業所 (愛知県豊橋市)	インダストリ アルテープ	テープ関連製品製造設備	562	435	- (-)	33	1,030	-
尾道事業所 (広島県尾道市)	オプトロニク ス	液晶表示用材料製造設備	50	2,931	- (-)	17	2,999	-

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第3四半期連結会計期間において、前四半期連結会計期間末に計画した重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	400,000,000
計	400,000,000

【発行済株式】

種類	第3四半期会計期間末現在発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在発行数(株) (平成23年2月14日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	173,758,428	173,758,428	東京証券取引所 大阪証券取引所 各市場第一部	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	173,758,428	173,758,428	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

株主総会の特別決議（平成16年6月24日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	310（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	31,000
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株あたり1
新株予約権の行使期間	平成16年6月25日～ 平成36年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額 （円）	該当なし（注）2
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、囑託等のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という）から6年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>上記にかかわらず、新株予約権者は以下のア)イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア) 新株予約権者が平成33年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成33年7月1日から 平成36年6月24日まで</p> <p>イ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>上記およびその他の権利行使の条件の細目については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注) 1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 ストックオプションの行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発行される株式はありません。

株主総会の特別決議（平成17年6月24日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	316（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	31,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株あたり1
新株予約権の行使期間	平成17年6月25日～ 平成37年6月24日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	該当なし（注）2
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権者は、当社の取締役、執行役員、監査役、顧問、嘱託等のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という）から6年間に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>上記にかかわらず、新株予約権者は以下のア)イ)に定める場合には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できる。</p> <p>ア) 新株予約権者が平成34年6月30日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合 平成34年7月1日から 平成37年6月24日まで</p> <p>イ) 当社が消滅会社となる合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換契約書の議案または株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合 当該承認日の翌日から15日間</p> <p>上記およびその他の権利行使の条件の細目については、本総会および取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約において定める。</p>
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 ストックオプションの行使時に新株予約権者に交付される株式は、すべて自己株式で、これにより新規に発

行される株式はありません。

会社法に基づき発行した新株予約権は次のとおりであります。

取締役会決議（平成18年6月23日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	99（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数 （個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	9,900
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株あたり1
新株予約権の行使期間	平成18年7月11日～ 平成48年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額 （円）	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役が当社の取締役の地位を喪失した時、または当社の執行役員が当社の執行役員の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の執行役員であって、かつ当社との間に雇用契約がある場合には、当社の執行役員の地位を喪失した日の翌日または当該雇用契約が終了した日の翌日のうちいずれか遅い日を権利行使開始日とする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記およびそれぞれにおいて、およびそれぞれに規定する期間が満了した場合には、その満了日の翌日から、新株予約権者は新株予約権を行使することができなくなるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 以下の または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

取締役会決議（平成19年6月22日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	153（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	15,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株あたり1
新株予約権の行使期間	平成19年7月31日～ 平成49年7月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役が当社の取締役の地位を喪失した時、または当社の執行役員が当社の執行役員の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の執行役員であって、かつ当社との間に雇用契約がある場合には、当社の執行役員の地位を喪失した日の翌日または当該雇用契約が終了した日の翌日のうちいずれか遅い日を権利行使開始日とする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記およびそれぞれにおいて、およびそれぞれに規定する期間が満了した場合には、その満了日の翌日から、新株予約権者は新株予約権を行使することができなくなるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 以下の または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

取締役会決議（平成20年6月20日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	311（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	31,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株あたり1
新株予約権の行使期間	平成20年8月2日～ 平成50年8月1日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役が当社の取締役の地位を喪失した時、または当社の執行役員が当社の執行役員の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の執行役員であって、かつ当社との間に雇用契約がある場合には、当社の執行役員の地位を喪失した日の翌日または当該雇用契約が終了した日の翌日のうちいずれか遅い日を権利行使開始日とする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記およびそれぞれにおいて、およびそれぞれに規定する期間が満了した場合には、その満了日の翌日から、新株予約権者は新株予約権を行使することができなくなるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 以下の または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

取締役会決議（平成20年8月28日）	
第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）	
新株予約権の数（個）	3,683（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	368,300
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株あたり3,573（注）2
新株予約権の行使期間	平成21年1月1日～ 平成23年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	1．発行価格 3,573円 ただし、（注）2の定めにより調整を受けることがあります。 2．資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、執行役員、フェロー、監査役、顧問等または従業員の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が定年、任期満了による退任・退職または会社都合等の理由により、これらの地位を失った場合は、その時点から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 行使価額の調整

（1）当社普通株式につき、次の または の事由が生ずる場合は、行使価額は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- () 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む、以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- () 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。
- () 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。
- 上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。
- (3) 上記(1)および(2)に定める場合の他、割当日後、合併、会社分割等により行使価額の調整をすることが適切な事態となった場合は、当社は合理的な範囲で行使価額について必要と認める調整を行うものとする。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

また、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、上記2.(2)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- また、上記のほか、割当日後、合併、会社分割等により付与株式数の調整をすることが適切な事態となった場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数について必要と認める調整を行うものとする。
- さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- 3 以下の または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

取締役会決議（平成21年6月19日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	466（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	46,600
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株あたり1
新株予約権の行使期間	平成21年8月4日～ 平成51年8月3日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役が当社の取締役の地位を喪失した時、または当社の執行役員が当社の執行役員の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の執行役員であって、かつ当社との間に雇用契約がある場合には、当社の執行役員の地位を喪失した日の翌日または当該雇用契約が終了した日の翌日のうちいずれか遅い日を権利行使開始日とする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記およびそれぞれにおいて、およびそれぞれに規定する期間が満了した場合には、その満了日の翌日から、新株予約権者は新株予約権を行使することができなくなるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 以下の または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

取締役会決議（平成21年7月31日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	3,021（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	302,100
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株あたり3,048（注）2
新株予約権の行使期間	平成22年1月1日～ 平成24年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	1．発行価格 3,048円 ただし、（注）2の定めにより調整を受けることがあります。 2．資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、執行役員、フェロー、監査役、顧問等または従業員の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が定年、任期満了による退任・退職または会社都合等の理由により、これらの地位を失った場合は、その時点から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 行使価額の調整

（1）当社普通株式につき、次の または の事由が生ずる場合は、行使価額は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- () 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む、以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- () 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。
- () 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。
- 上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。

- (3) 上記(1)および(2)に定める場合の他、割当日後、合併、会社分割等により行使価額の調整をすることが適切な事態となった場合は、当社は合理的な範囲で行使価額について必要と認める調整を行うものとする。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

また、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、上記2.(2)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、合併、会社分割等により付与株式数の調整をすることが適切な事態となった場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数について必要と認める調整を行うものとする。

さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- 3 以下の または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

取締役会決議（平成22年6月18日）	
	第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）
新株予約権の数（個）	527（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	52,700
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株あたり1
新株予約権の行使期間	平成22年8月3日～ 平成52年8月2日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、上記「新株予約権の行使期間」の期間内において、当社の取締役が当社の取締役の地位を喪失した時、または当社の執行役員が当社の執行役員の地位を喪失した時に限り、新株予約権を行使できるものとし、この場合、新株予約権者は、地位を喪失した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から10日を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が当社の執行役員であって、かつ当社との間に雇用契約がある場合には、当社の執行役員の地位を喪失した日の翌日または当該雇用契約が終了した日の翌日のうちいずれか遅い日を権利行使開始日とする。 新株予約権者が死亡した場合、相続人が新株予約権を行使することができる。ただし、この場合、相続人は新株予約権者が死亡した日の翌日から10ヶ月を経過する日までの期間に限り、新株予約権を行使することができる。 上記およびそれぞれにおいて、およびそれぞれに規定する期間が満了した場合には、その満了日の翌日から、新株予約権者は新株予約権を行使することができなくなるものとする。
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）2

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 以下の または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができます。

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

取締役会決議（平成22年7月30日）	
第3四半期会計期間末現在 （平成22年12月31日）	
新株予約権の数（個）	3,245（注）1
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数（株）	324,500
新株予約権の行使時の払込金額（円）	1株あたり3,240（注）2
新株予約権の行使期間	平成23年1月1日～ 平成25年12月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格および資本組入額（円）	1．発行価格 3,240円 ただし、（注）2の定めにより調整を受けることがあります。 2．資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とします。
新株予約権の行使の条件	新株予約権者は、当社または当社の子会社の取締役、執行役員、フェロー、監査役、顧問等または従業員の地位にある場合に限り、新株予約権を行使することができる。ただし、新株予約権者が定年、任期満了による退任・退職または会社都合等の理由により、これらの地位を失った場合は、その時点から1年間に限り、新株予約権を行使することができる。 新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を行使することができない。
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	（注）3

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

2 行使価額の調整

（1）当社普通株式につき、次の または の事由が生ずる場合は、行使価額は、次に定める算式（以下、「行使価額調整式」という。）により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものとする。
当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が時価を下回る価額で、新株式の発行または自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

- () 行使価額調整式に使用する「時価」は、下記(2)に定める「調整後行使価額を適用する日」（以下、「適用日」という。）に先立つ45取引日目に始まる30取引日における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む、以下同じ。）の平均値（終値のない日を除く。）とする。なお、「平均値」は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
- () 行使価額調整式に使用する「既発行株式数」は、基準日がある場合はその日、その他の場合は適用日の1ヶ月前の日における当社の発行済株式数から当社が当該日において自己株式として保有している当社普通株式の総数を控除した数とする。
- () 自己株式の処分を行う場合には、行使価額調整式に使用する「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。
- (2) 調整後行使価額を適用する日は、次に定めるところによる。
- 上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後行使価額は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- なお、上記ただし書に定める場合において、株式分割のための基準日の翌日から当該株主総会の終結の日までに新株予約権を行使した（かかる新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の数を、以下、「分割前行使株式数」という。）、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各募集新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に対しては、交付する当社普通株式の数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

$$\text{新規発行株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{分割前行使株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

- 上記(1)に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日の翌日以降（基準日がある場合は当該割当日の翌日以降）、これを適用する。
- (3) 上記(1)および(2)に定める場合の他、割当日後、合併、会社分割等により行使価額の調整をすることが適切な事態となった場合は、当社は合理的な範囲で行使価額について必要と認める調整を行うものとする。
- (4) 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

また、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む、以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。当該調整後付与株式数を適用する日については、上記2.(2)の規定を準用する。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

- また、上記のほか、割当日後、合併、会社分割等により付与株式数の調整をすることが適切な事態となった場合は、当社は合理的な範囲で付与株式数について必要と認める調整を行うものとする。
- さらに、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、新株予約権者に通知または公告する。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

- 3 以下の または の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成22年10月1日～ 平成22年12月31日	-	173,758,428	-	26,783	-	50,482

(6) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第3四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりませ
ん。

(7) 【議決権の状況】

当第3四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記
載することができないことから、直前の基準日（平成22年9月30日）に基づく株主名簿による記載をしており
ます。

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 9,596,000	-	権利内容に何ら限定の ない当社における標準 となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 164,093,700	1,640,937	同上
単元未満株式	普通株式 68,728	-	同上
発行済株式総数	173,758,428	-	-
総株主の議決権	-	1,640,937	-

(注) 「完全議決権株式(その他)」欄には(株)証券保管振替機構名義の株式が500株含まれております。

また、「議決権の数」欄に、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数5個が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義所有 株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
(自己保有株式) 日東電工(株)	大阪府茨木市下穂積 1丁目1番2号	9,596,000	-	9,596,000	5.52
計	-	9,596,000	-	9,596,000	5.52

2【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成22年 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	3,785	3,635	3,260	3,135	3,190	3,335	3,245	3,675	3,905
最低(円)	3,550	3,030	2,902	2,842	2,670	2,668	2,977	2,946	3,390

(注) 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものです。

3【役員の状態】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び前第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表についてはあずさ監査法人による四半期レビューを受け、また、当第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び当第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表については有限責任 あずさ監査法人による四半期レビューを受けております。

なお、あずさ監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成22年7月1日をもって有限責任 あずさ監査法人となっております。

1【四半期連結財務諸表】
(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	192,136	171,921
受取手形及び売掛金	137,285	135,727
商品及び製品	20,044	19,776
仕掛品	27,983	27,031
原材料及び貯蔵品	11,572	11,120
その他	17,213	16,808
貸倒引当金	665	831
流動資産合計	405,571	381,554
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	192,220	196,254
機械装置及び運搬具	321,351	322,588
工具、器具及び備品	35,907	36,714
土地	18,670	19,119
建設仮勘定	7,456	8,323
減価償却累計額	384,773	374,595
有形固定資産合計	190,832	208,405
無形固定資産		
無形固定資産合計	6,191	7,273
投資その他の資産		
その他	26,760	28,007
貸倒引当金	244	248
投資その他の資産合計	26,516	27,758
固定資産合計	223,540	243,438
資産合計	629,112	624,992

(単位：百万円)

	当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成22年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	82,287	79,531
短期借入金	4,256	10,667
未払法人税等	12,542	15,746
役員賞与引当金	324	327
その他	40,797	43,416
流動負債合計	140,208	149,688
固定負債		
社債	50,000	50,000
長期借入金	13,857	14,316
退職給付引当金	18,692	19,219
役員退職慰労引当金	364	514
その他	1,831	2,528
固定負債合計	84,746	86,579
負債合計	224,955	236,268
純資産の部		
株主資本		
資本金	26,783	26,783
資本剰余金	56,164	56,153
利益剰余金	387,586	352,316
自己株式	34,730	28,284
株主資本合計	435,804	406,969
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	1,366	1,755
繰延ヘッジ損益	530	284
為替換算調整勘定	35,552	21,775
評価・換算差額等合計	33,654	20,304
新株予約権	892	1,067
少数株主持分	1,113	992
純資産合計	404,156	388,724
負債純資産合計	629,112	624,992

(2)【四半期連結損益計算書】
【第3四半期連結累計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
売上高	451,982	484,362
売上原価	331,593	333,674
売上総利益	120,388	150,688
販売費及び一般管理費	₁ 77,541	₁ 82,184
営業利益	42,847	68,503
営業外収益		
受取利息	193	240
受取配当金	129	137
作業屑収入	1,234	844
為替差益	347	-
補助金収入	2,370	482
雑収入	1,346	1,111
営業外収益合計	5,622	2,815
営業外費用		
支払利息	1,050	775
為替差損	-	1,071
雑損失	1,538	1,093
営業外費用合計	2,588	2,940
経常利益	45,880	68,379
特別利益		
固定資産売却益	205	216
新株予約権戻入益	336	235
その他	338	59
特別利益合計	879	510
特別損失		
固定資産売却損	33	185
固定資産除却損	943	1,100
特別退職金	208	44
海外事業整理損失	768	-
その他	616	331
特別損失合計	2,569	1,662
税金等調整前四半期純利益	44,190	67,227
法人税等	₂ 12,730	₂ 21,814
少数株主損益調整前四半期純利益	-	45,413
少数株主利益	85	244
四半期純利益	31,374	45,168

【第3四半期連結会計期間】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
売上高	156,881	160,522
売上原価	112,739	111,338
売上総利益	44,142	49,184
販売費及び一般管理費	¹ 26,856	¹ 27,957
営業利益	17,285	21,227
営業外収益		
受取利息	80	53
受取配当金	40	62
作業屑収入	373	288
為替差益	799	96
補助金収入	2,172	163
雑収入	282	253
営業外収益合計	3,750	917
営業外費用		
支払利息	321	236
貸与資産減価償却費	158	47
雑損失	261	255
営業外費用合計	741	540
経常利益	20,294	21,604
特別利益		
固定資産売却益	9	176
貸倒引当金戻入額	19	0
新株予約権戻入益	336	235
その他	19	0
特別利益合計	385	411
特別損失		
固定資産売却損	4	167
固定資産除却損	393	367
特別退職金	34	12
海外事業整理損失	768	-
その他	172	23
特別損失合計	1,373	524
税金等調整前四半期純利益	19,306	21,491
法人税等	² 5,928	² 7,426
少数株主損益調整前四半期純利益	-	14,064
少数株主利益	38	78
四半期純利益	13,339	13,985

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	44,190	67,227
減価償却費	33,029	29,495
売上債権の増減額(は増加)	43,784	8,922
たな卸資産の増減額(は増加)	1,958	5,036
未収入金の増減額(は増加)	820	948
仕入債務の増減額(は減少)	29,460	3,448
未払費用の増減額(は減少)	2,931	2,519
法人税等の支払額又は還付額(は支払)	1,740	23,716
その他	6,965	4,992
営業活動によるキャッシュ・フロー	75,671	65,917
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	27,290	17,897
固定資産の売却による収入	605	972
定期預金の増減額(は増加)	41,009	601
その他	2,173	36
投資活動によるキャッシュ・フロー	69,868	17,564
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	8,040	996
コマーシャル・ペーパーの増減額(は減少)	25,000	-
長期借入れによる収入	165	-
長期借入金の返済による支出	361	4,965
自己株式の増減額(は増加)	-	6,676
社債の発行による収入	50,000	-
配当金の支払額	9,995	9,898
その他	63	23
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,704	22,560
現金及び現金同等物に係る換算差額	490	6,109
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	12,017	19,683
現金及び現金同等物の期首残高	113,722	110,627
現金及び現金同等物の四半期末残高	125,739	130,310

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1. 連結の範囲に関する事項の変更	<p>(1) 連結の範囲の変更 第1四半期連結会計期間より、NITTO DENKO TURKEY TAPE MATERIALS INDUSTRY AND TRADE LIMITED は新たに設立したため、連結の範囲に含めております。また、KYOSHIN (M) SDN, BHD. は、第1四半期連結会計期間において、NITTO MATEX (SHANGHAI) INTERNATIONAL TRADING CO., LTD. は、第2四半期連結会計期間において清算したため、連結の範囲から除いております。</p> <p>(2) 変更後の連結子会社の数 101社</p>
2. 持分法の適用に関する事項の変更	<p>持分法適用関連会社 持分法適用関連会社の変更 第2四半期連結会計期間において、KATHYD TECHNOLOGY, LLC は清算したため、持分法適用の範囲から除いております。 変更後の持分法適用関連会社の数 社</p>
3. 会計処理基準に関する事項の変更	<p>(1) 資産除去債務に関する会計基準の適用 第1四半期連結会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」(企業会計基準第18号 平成20年3月31日)及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日)を適用しております。 これによる営業利益、経常利益及び税金等調整前四半期純利益に与える影響はありません。</p> <p>(2) 企業結合に関する会計基準等の適用 第1四半期連結会計期間より、「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成20年12月26日)、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正(企業会計基準第23号 平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号 平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日)を適用しております。 なお、連結子会社の資産及び負債の評価方法を部分時価評価法から全面時価評価法へ変更したことによる四半期連結財務諸表に与える影響はありません。</p>

【表示方法の変更】

当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結累計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。
(四半期連結キャッシュ・フロー計算書) 前第3四半期連結累計期間において、「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しておりました「自己株式の増減額(は増加)」は重要性が増加したため、当第3四半期連結累計期間では区分掲記することとしました。なお、前第3四半期連結累計期間の「財務活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含まれる「自己株式の増減額(は増加)」は1百万円であります。

当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
(四半期連結損益計算書) 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づく「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)の適用により、当第3四半期連結会計期間では、「少数株主損益調整前四半期純利益」の科目で表示しております。

【簡便な会計処理】

	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。

【注記事項】

(四半期連結損益計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自 平成22年4月1日 至 平成22年12月31日)																																
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">諸手数料</td> <td style="text-align: right;">4,010 百万円</td> </tr> <tr> <td>支払運賃</td> <td style="text-align: right;">9,543</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">5,812</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">286</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">32,491</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">3,647</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">59</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">210</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しておりません。</p>	諸手数料	4,010 百万円	支払運賃	9,543	減価償却費	5,812	貸倒引当金繰入額	286	人件費	32,491	退職給付引当金繰入額	3,647	役員退職慰労引当金繰入額	59	役員賞与引当金繰入額	210	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">諸手数料</td> <td style="text-align: right;">2,609 百万円</td> </tr> <tr> <td>支払運賃</td> <td style="text-align: right;">9,965</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">5,092</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">50</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">34,995</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">2,655</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">86</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">314</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しておりません。</p>	諸手数料	2,609 百万円	支払運賃	9,965	減価償却費	5,092	貸倒引当金繰入額	50	人件費	34,995	退職給付引当金繰入額	2,655	役員退職慰労引当金繰入額	86	役員賞与引当金繰入額	314
諸手数料	4,010 百万円																																
支払運賃	9,543																																
減価償却費	5,812																																
貸倒引当金繰入額	286																																
人件費	32,491																																
退職給付引当金繰入額	3,647																																
役員退職慰労引当金繰入額	59																																
役員賞与引当金繰入額	210																																
諸手数料	2,609 百万円																																
支払運賃	9,965																																
減価償却費	5,092																																
貸倒引当金繰入額	50																																
人件費	34,995																																
退職給付引当金繰入額	2,655																																
役員退職慰労引当金繰入額	86																																
役員賞与引当金繰入額	314																																

前第3四半期連結会計期間 (自 平成21年10月1日 至 平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自 平成22年10月1日 至 平成22年12月31日)																																
<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">諸手数料</td> <td style="text-align: right;">1,458 百万円</td> </tr> <tr> <td>支払運賃</td> <td style="text-align: right;">3,513</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">2,117</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">62</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">11,028</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">1,183</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">18</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">94</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しておりません。</p>	諸手数料	1,458 百万円	支払運賃	3,513	減価償却費	2,117	貸倒引当金繰入額	62	人件費	11,028	退職給付引当金繰入額	1,183	役員退職慰労引当金繰入額	18	役員賞与引当金繰入額	94	<p>1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目および金額は次のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%;">諸手数料</td> <td style="text-align: right;">836 百万円</td> </tr> <tr> <td>支払運賃</td> <td style="text-align: right;">3,485</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td style="text-align: right;">1,749</td> </tr> <tr> <td>貸倒引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">42</td> </tr> <tr> <td>人件費</td> <td style="text-align: right;">11,905</td> </tr> <tr> <td>退職給付引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">885</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">28</td> </tr> <tr> <td>役員賞与引当金繰入額</td> <td style="text-align: right;">106</td> </tr> </table> <p>2 法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しておりません。</p>	諸手数料	836 百万円	支払運賃	3,485	減価償却費	1,749	貸倒引当金繰入額	42	人件費	11,905	退職給付引当金繰入額	885	役員退職慰労引当金繰入額	28	役員賞与引当金繰入額	106
諸手数料	1,458 百万円																																
支払運賃	3,513																																
減価償却費	2,117																																
貸倒引当金繰入額	62																																
人件費	11,028																																
退職給付引当金繰入額	1,183																																
役員退職慰労引当金繰入額	18																																
役員賞与引当金繰入額	94																																
諸手数料	836 百万円																																
支払運賃	3,485																																
減価償却費	1,749																																
貸倒引当金繰入額	42																																
人件費	11,905																																
退職給付引当金繰入額	885																																
役員退職慰労引当金繰入額	28																																
役員賞与引当金繰入額	106																																

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在)
現金及び預金勘定 166,995 百万円	現金及び預金勘定 192,136 百万円
預入期間が3か月を超える定期預金 41,256	預入期間が3か月を超える定期預金 61,826
現金及び現金同等物 125,739	現金及び現金同等物 130,310

(株主資本等関係)

当第3四半期連結会計期間末(平成22年12月31日)および当第3四半期連結累計期間(自平成22年4月1日至平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 173,758千株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 9,580千株

3. 新株予約権等に関する事項

ストックオプションとしての新株予約権

新株予約権の四半期連結会計期間末残高 親会社 892百万円

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成22年6月18日 定時株主総会	普通株式	3,332	20	平成22年3月31日	平成22年6月21日	利益剰余金
平成22年10月29日 取締役会	普通株式	6,566	40	平成22年9月30日	平成22年11月26日	利益剰余金

5. 株主資本の金額の著しい変動

当社は、平成22年8月31日開催の取締役会決議に基づき、自己株式6,735百万円を取得いたしました。この結果、当第3四半期連結会計期間末の自己株式数は9,580千株、帳簿残高は34,730百万円となっております。

(セグメント情報等)

【事業の種類別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日) (単位:百万円)

	工業用材料	電子材料	機能材料	計	消去 又は全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	52,390	91,617	12,873	156,881	-	156,881
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	386	20	169	576	(576)	-
計	52,776	91,638	13,042	157,458	(576)	156,881
営業利益	5,568	10,632	1,085	17,285	-	17,285

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日) (単位:百万円)

	工業用材料	電子材料	機能材料	計	消去 又は全社	連結
売上高						
(1) 外部顧客に対する売上高	145,560	267,445	38,977	451,982	-	451,982
(2) セグメント間の内部売上高又は振替高	1,052	57	367	1,477	(1,477)	-
計	146,612	267,502	39,344	453,459	(1,477)	451,982
営業利益	10,788	27,855	4,202	42,847	-	42,847

(注) 1 事業区分の方法

当社の事業区分の方法は、当社製品の市場における用途に応じて、工業用材料、電子材料および機能材料に区分しております。

2 各事業区分の主要製品

事業区分	主要製品
工業用材料	接合材料、表面保護材料、シーリング材料、包装材料・機器
電子材料	液晶表示関連材料、プリント回路材料、電子プロセス材料、半導体関連材料
機能材料	医療関連材料、高分子分離膜、エンブラ部材

【所在地別セグメント情報】

前第3四半期連結会計期間(自平成21年10月1日至平成21年12月31日) (単位:百万円)

	日本	北米	欧州	アジア・オセアニア	計	消去 又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	55,440	9,469	6,935	85,036	156,881	-	156,881
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替高	70,634	385	850	9,892	81,762	(81,762)	-
計	126,075	9,854	7,786	94,928	238,644	(81,762)	156,881
営業利益	10,799	660	342	4,730	16,532	752	17,285

前第3四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年12月31日) (単位:百万円)

	日本	北米	欧州	アジア・オセアニア	計	消去 又は全社	連結
売上高							
(1) 外部顧客に対する 売上高	153,536	28,012	20,480	249,954	451,982	-	451,982
(2) セグメント間の内 部売上高又は振替高	207,667	1,036	2,363	27,448	238,515	(238,515)	-
計	361,203	29,048	22,843	277,403	690,498	(238,515)	451,982
営業利益	25,580	2,219	772	14,215	42,788	58	42,847

(注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

北米.....米国

欧州.....ベルギー、フランス、ドイツ、スウェーデン

アジア・オセアニア.....中国、韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、香港、タイ

【海外売上高】

前第3四半期連結会計期間（自平成21年10月1日至平成21年12月31日）（単位：百万円）

	北米	欧州	アジア・ オセアニア	その他	計
海外売上高	7,112	8,276	87,796	475	103,661
連結売上高					156,881
連結売上高に占める海外売上高 の割合（%）	4.5	5.3	56.0	0.3	66.1

前第3四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年12月31日）（単位：百万円）

	北米	欧州	アジア・ オセアニア	その他	計
海外売上高	21,183	23,591	259,406	989	305,169
連結売上高					451,982
連結売上高に占める海外売上高 の割合（%）	4.7	5.2	57.4	0.2	67.5

（注）1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっております。

2 各区分に属する主な国又は地域

北米.....米国

欧州.....ベルギー、フランス、ドイツ、スウェーデン

アジア・オセアニア.....中国、韓国、台湾、シンガポール、マレーシア、香港、タイ

その他.....南米、アフリカ

3 海外売上高は、当社および連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高であります。

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）及び当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品別の事業部を置き、各事業部は、取り扱う製品について国内及び海外の包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

したがって、当社は、事業部を基礎とした製品別のセグメントから構成されており、「インダストリアルテープ事業」および「オプトロニクス事業」の2つを報告セグメントとしております。なお、「オプトロニクス事業」については、製品の内容、市場等の類似性を勘案し、一つの事業セグメントとして集約しております。

「インダストリアルテープ事業」は、接合材料、表面保護材料、シーリング材料、包装材料・機器、エンブラ部材等を生産しております。「オプトロニクス事業」は、液晶表示用材料、半導体用材料、プリント回路、プロセス材料等を生産しております。

2. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当第3四半期連結累計期間（自平成22年4月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	インダスト リアル テープ	オプトロ ニクス	計				
売上高							
外部顧客への売上高	181,104	276,627	457,731	26,631	484,362	-	484,362
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	15,046	-	15,046	-	15,046	15,046	-
計	196,150	276,627	472,778	26,631	499,409	15,046	484,362
セグメント利益	21,499	47,612	69,112	608	68,503	-	68,503

当第3四半期連結会計期間（自平成22年10月1日 至平成22年12月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント			その他 (注)1	合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)2
	インダスト リアル テープ	オプトロ ニクス	計				
売上高							
外部顧客への売上高	59,880	91,899	151,779	8,743	160,522	-	160,522
セグメント間の 内部売上高又は 振替高	5,107	-	5,107	-	5,107	5,107	-
計	64,987	91,899	156,887	8,743	165,630	5,107	160,522
セグメント利益	6,593	15,040	21,634	407	21,227	-	21,227

(注)1. 「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、メディカル（医療関連材料）事業およびメンブレン（高分子分離膜）事業で構成されています。

2. セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と一致しております。

(追加情報)

第1四半期連結会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第3四半期連結会計期間末 (平成22年12月31日)	前連結会計年度末 (平成22年3月31日)
1株当たり純資産額 2,449.47 円	1株当たり純資産額 2,320.86 円

2. 1株当たり四半期純利益金額

前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額 188.33 円	1株当たり四半期純利益金額 272.85 円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 188.07 円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額 272.41 円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結累計期間 (自平成22年4月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	31,374	45,168
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	31,374	45,168
期中平均株式数(千株)	166,592	165,541
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額算定 に用いられた普通株式増加数(千株)	227	270
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要		

前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)		当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)	
1株当たり四半期純利益金額	80.07円	1株当たり四半期純利益金額	85.19円
潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	79.97円	潜在株式調整後1株当たり四半期 純利益金額	85.05円

(注) 1株当たり四半期純利益金額および潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第3四半期連結会計期間 (自平成21年10月1日 至平成21年12月31日)	当第3四半期連結会計期間 (自平成22年10月1日 至平成22年12月31日)
1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益(百万円)	13,339	13,985
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る四半期純利益(百万円)	13,339	13,985
期中平均株式数(千株)	166,596	164,169
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額算定 に用いられた普通株式増加数(千株)	221	269
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当 たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式 で、前連結会計年度末から重要な変動があったもの の概要		

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

平成22年10月29日開催の取締役会において、当期中間配当に関し、次のとおり決議いたしました。

(イ) 中間配当による配当金の総額.....6,566百万円

(ロ) 1株当たりの金額.....40円00銭

(ハ) 支払請求の効力発生日及び支払開始日.....平成22年11月26日

(注) 平成22年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、支払いを行いました。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成22年2月15日

日東電工株式会社
取締役会 御中

あ ず さ 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 北山 久恵 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 宮林 利朗 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 東浦 隆晴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日東電工株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成21年10月1日から平成21年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析の手續その他の四半期レビュー手續により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手續により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日東電工株式会社及び連結子会社の平成21年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注)1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成23年2月14日

日東電工株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 北山 久恵 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 竹内 毅 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 東浦 隆晴 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている日東電工株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（平成22年10月1日から平成22年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（平成22年4月1日から平成22年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、日東電工株式会社及び連結子会社の平成22年12月31日現在の財政状態、同日をもって終了する第3四半期連結会計期間及び第3四半期連結累計期間の経営成績並びに第3四半期連結累計期間のキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれておりません。